

蕨ブランドに申請しませんか？

あなたのお店の自慢の逸品

蕨ブランド 認定制度

始まる

蕨ブランド認定制度 とは・・・

蕨の豊かな歴史やストーリー性を有する優れた商品を蕨ブランドとして認定し、その発信を通じて、地域産業の振興を図っていくとともに、市のPRへつなげる制度です。



CHECK

認定のメリット

- ・市のお墨付きとして、認定書とステッカーを交付
- ・広報紙やホームページへの掲載
さまざまな媒体を使い、まちをあげてPR
- ・市内外のイベントへの出店案内・支援
- ・PR・販売イベントの開催（大宮まるまるひがしにほん）

特徴

認定に向けては、蕨商工会議所が申請から商品開発までをサポートし、申請品に磨きをかけて、審査に臨むことができます。

対象品目

市内事業者（蕨市に本店がある）が、蕨らしさ（歴史やストーリー性）を有した企画で製造又は加工し、一般消費者に販売される民芸品・食料品等。

【主な審査項目】

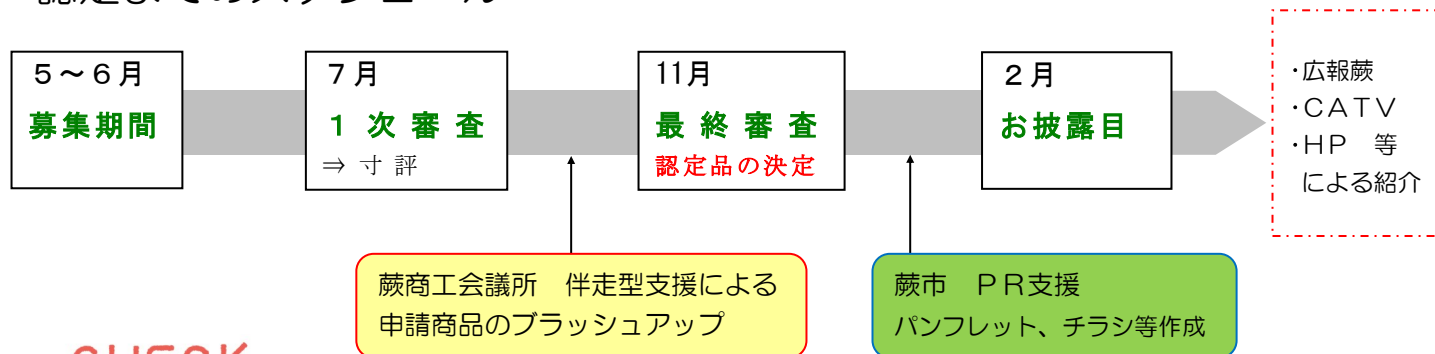
- （１）地域性：蕨らしさがあり、蕨市のPRにつながるもの。
- （２）独自性：他にはないユニークな取り組みや、品質、機能などに話題性を有しているもの。
知的財産権の取得や、自社で製造又は加工するなど、製造技術や原材料等にこだわりやポリシーがあるもの。
- （３）将来性：今後の事業の継続・発展への展望等から将来にわたり、安定的な販売が見込まれるとともに、その拡大が期待できるもの。

※そのほか、事業者の実態（信頼性）や総合評価が加味されます。

詳しくは
裏面へ



認定までのスケジュール



CHECK

1次審査では、審査員が評価できる点や改善点など寸評を行います。
事業者は、1次審査の寸評を踏まえて、蕨商工会議所の専門的なサポートを受けながら、申請品に磨きをかけて最終審査に臨むことができます。

【伴走型支援による積極的なサポート】

蕨商工会議所では、状況に応じて、経営指導員、デザイナーやコンサルタントを交えて検討を行い、商品の機能性やデザインなどの専門的な支援を実施します。

また、その後の販路開拓、販売促進についての支援も行っていますので、ぜひ、お気軽にご活用ください。

蕨商工会議所：Tel 048-432-2655

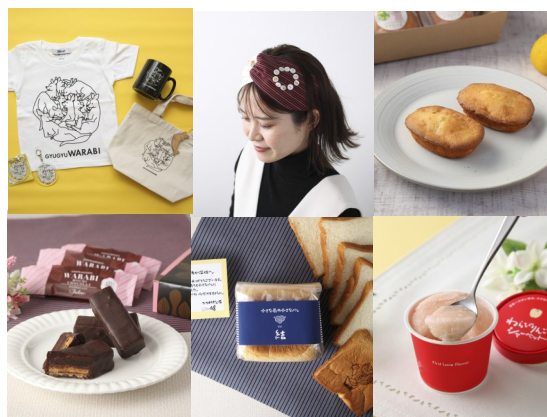
認定の有効期間：

認定日から3年間 ※申請により更新可能

認定期間中は、市内外のイベントへの出展を支援するほか、パンフレットやのぼりなども作成しますので、自社PRにご活用ください。

第三期蕨ブランド認定品：

上段左から時計回りで、ぎゅうぎゅうわらびグッズ
双子織ヘアバンド織り髪-Origami-、蕨産のゆずを使ったマドレーヌ、
わらびりんごシャーベット、小さな蕨の小さなパン 結、わらびもちショコラ



募集期間：令和7年5月7日（水）～ 6月20日（金）

申請先

蕨市役所 市民生活部 商工観光課
住 所：蕨市中央5-14-15 蕨市役所3階
電話番号：048-433-7750
E-mail：shouko@city.warabi.saitama.jp

申請書類は、蕨市商工観光課、蕨商工会議所の窓口で配布、または下記アドレスからダウンロードできます。

蕨市役所 商工観光課 <http://www.city.warabi.saitama.jp>
蕨商工会議所 <http://www.warabicc.org/>

※蕨商工会議所では、申請手続きの助言も行っておりますので、お気軽にご相談ください。